

財形住宅預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) 財形住宅預金（以下「この預金」という。）は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金ご契約の証（以下「ご契約の証」という。）を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 前条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) この預金は、口座開設日から1年ごとの応当日を「特定日」とします。特定日において預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含む）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

3. (預金の支払方法)

- (1) この預金の元利金全部の支払は、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。
- (2) 前項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により署名押印し、ご契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前項による払出しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により署名押印し、この預金のご契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの期間に応じ、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算します。

利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後預入られる金額についてはその預入日（すでに預入られている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合および定期預金共通規定4.（預金の解約、書替継続）(5)項により解約する場合、その利息は預入日（継続をし

たときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算します。

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

やむを得ない事由により、この預金を規定第3条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により署名押印して、ご契約の証とともに当店へ提出してください。

6. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20%(国税15%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。(※平成25年1月1日以降の利息支払については復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。)

- ① 規定第3条によらない払出しがあった場合。
- ② 規定第3条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合。
- ③ 規定第3条による一部払出後2年以内に住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

7. (差引計算等)

(1) 規定第6条2号の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるものとします。

- ① 規定第6条2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
- ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当店に支払ってください。

(2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

8. (退職時等の支払)

退職等の事由により勤労者でなくなった時は、第2条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応答日の前日以後に支払います。この場合、規定第5条と同様の手続をとってください。

- ① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
- ② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

9. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 規定第1条1項ならびに2項による以外の預入があった場合。
- ② 定期預入が2年以上されなかった場合。
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。

10. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。

11. (届出事項の変更、ご契約の証の再発行等)

- (1) このご契約の証や印章を失ったとき、また印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) このご契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたはご契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) ご契約の証を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

12. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)(2)と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前記(1)～(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前記(1)～(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13. (印鑑照合等)

ご契約の証、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金及びご契約の証は、譲渡、質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、ご契約の証は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保されている債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 上記①の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 前記（１）による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- （３） 前記（１）により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に利率が変更されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。
- （４） 前記（１）により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- （５） 前記（１）により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- 17.（準拠法令、合意管轄）
- この預金取引の契約の準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
- 18.（規定の改定）
- この規定を改定する場合は、改定内容を記載した店頭ポスターまたは当金庫ホームページ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日から適用するものとします。

以 上

（2019 年 10 月 1 日現在）